

告示

埼玉県告示第千百九十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成三十年十一月六日認可した。

平成三十年十一月九日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

小林栢間土地改良区

二 事務所所在地

久喜市